

第 10 次横浜市消費生活審議会
第 3 回消費者団体等協働促進事業審査評価部会
議事次第

平成 27 年 11 月 19 日（木）午前 10 時
松村ビル別館 5 階 503 会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会議録確認者の選出について
- (2) 平成 28 年度に向けた消費者団体等協働促進事業の見直しについて

3 閉 会

【配布資料】

- 資 料 1 本部会名簿
- 資料 2 - 1 平成 28 年度に向けた消費者団体等協働促進事業の見直し概要
- 資料 2 - 2 横浜市消費者教育推進の方向性＜概要版＞
- 資料 3 - 1 平成 28 年度 消費生活協働促進事業 募集要項（案）
- 資料 3 - 2 消費生活協働促進事業 補助金交付要綱新旧対照表（案）
- 資 料 4 消費生活協働促進事業 事業評価表（案）
- 資 料 5 消費生活協働促進事業 相互評価シート（案）

第 10 次横浜市消費生活審議会
第 3 回消費者団体等協働促進事業審査評価部会

委 員 名 簿

NO	役職	委員氏名	所 属
1	委 員	うえだ まりこ 上田 麻理子	横浜市生活協同組合運営協議会
2	委 員	おおおか ひでみ 大岡 秀海	(公益社団法人) 日本通信販売協会 専務理事
3	部会長	さくま きょうこ 作間 京子	(公益社団法人) 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会
4	委 員	すずき たかし 鈴木 隆	家電製品 P L センター センター長

敬称略：五十音順

平成 28 年度に向けた消費者団体等協働促進事業の見直し概要

平成 27 年 9 月に策定された「横浜市消費者教育推進の方向性」の趣旨に基づき、当該事業の見直しを行います。

【横浜市消費者教育推進の方向性について】

「消費者教育の推進に関する法律」が施行され（平成 24 年 12 月）、「消費者市民社会」という考え方が位置付けられました。また、平成 25 年 6 月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、消費者教育の推進にあたり、幅広い担い手の支援・育成とともに担い手間の連携、情報共有を促進することが示されました。

「横浜市消費者教育推進の方向性」はこれらを受け、本市が消費者教育を総合的かつ体系的に推進するための基本的な考え方としてまとめたもので、「消費者市民社会形成」に向けた各種団体等との協働の推進が柱の一つとして定められています【方向性 5】。

※詳細は資料 2-2、横浜市消費者教育推進の方向性＜概要版＞を参照ください。

1 事業の現状と課題

- (1) 応募団体が固定化しているため、市内で活動する団体が幅広く応募できるよう、団体のニーズにあった補助内容の見直しが必要です。

【今までに団体からいただいたご意見】

- ・事業名称が「消費者団体等」となると、NPO 法人等が活用できるものだということが分かりにくい。
- ・講座実施回数等の条件が厳しく、申請の手間に見合わない。
- ・新たな事業の提案となるため、事業に係る人件費を対象経費に含めてほしい。
- ・事業の審査は応募団体によるプレゼンや質疑の場があった方がよい。

- (2) 消費者市民社会の実現に資する活動の推進が求められているため、募集内容に明確に示す必要があります。

【今までに団体からいただいたご意見】

- ・「消費者市民社会」の考えに沿った活動をしている団体は多くあり、「消費生活」という視点を取り入れた事業提案をすることが可能
- ・提案団体にとっても、新たな参加者や支援者層を広げるきっかけとなる。

2 見直しの概要

- (1) 事業名称の変更
- (2) 募集テーマの設定
- (3) 補助上限額、実施条件、対象経費、交付制限、実施期間、審査方法等の見直し

※詳細は資料 3-1、平成 28 年度 消費生活協働促進事業 募集要項を参照ください。

3 見直し内容の新旧対照表（案）

	旧	新（平成 28 年度～）
事業名称	消費者団体等協働促進事業	<u>消費生活協働促進事業</u>
募集テーマ、補助上限額及び実施条件	<p>【①消費者教育啓発講座】</p> <p>○補助上限額：30 万円 (条件)・開催回数：15 回 ・参加人数：1 回あたり 20 人～30 人</p> <p>○補助上限額：10 万円 (条件)・開催回数：5 回 ・参加人数：1 回あたり 20 人～40 人</p> <p>【②消費生活相談事業】</p> <p>○補助上限額：30 万円 (条件)・開催回数：20 回</p> <p>○補助上限額：10 万円 (条件)・開催回数：7 回</p> <p>【③その他事業（調査研究、展示会等）】</p> <p>○補助上限額：なし (条件)・調査研究：報告書の作成 ・展示会：アンケートの実施 ・上記以外：成果品の提出</p>	<p>【①消費者被害の未然防止に向けた取組】</p> <p>【②消費者市民社会の実現に向けた取組】</p> <p>○補助上限額：40 万円 <u>(条件)・開催回数、参加人数の条件はなし</u></p>
対象事業数	4 事業程度 (例:30 万× 2 団体、10 万× 2 団体=80 万)	<u>若干数（予算<80 万円>の範囲内）</u>
対象経費	①消耗品費 ②会場及び物品の利用料 ③講師や指導者への謝礼 ④印刷費 ⑤通信費 ⑥交通費 ⑦保険料 ⑧その他市長が認める経費	①消耗品費 ②会場及び物品の利用料 ③講師や指導者への謝礼 ④印刷費 ⑤通信費 ⑥交通費 ⑦保険料 <u>⑧事業に関わる人件費</u> <u>⑨啓発物の作成費</u> ⑩その他市長が認める経費
交付制限	なし	<u>同一の事業に対し通算 3 回まで</u>
実施期間	7 月～翌年 3 月	<u>6 月～翌年 3 月</u>
審査方法	ヒアリングの実施なし	<u>ヒアリングを実施</u>

4 今後の流れ

11月19日	第10次横浜市消費生活審議会 第3回消費者団体等協働促進事業審査評価部会	平成28年度に向けた事業の見直しにつ いて
12月	募集要項等の確定	
1月	募集要項の配布	
3月	事業説明会（上旬）、提案事業の申請受付（下旬）	
4月中下旬	第10次横浜市消費生活審議会 第4回消費生活協働促進事業審査評価部会	平成28年度提案事業の審査
5月	協働契約締結、補助金交付	
6月～	事業開始（平成29年3月まで）	
6月中下旬	第10次横浜市消費生活審議会 第5回消費生活協働促進事業審査評価部会	平成27年度実施事業の評価

【平成29年度以降の流れ】

消費生活協働促進事業審査評価部会の開催は、これまで同様、3月（翌年度実施事業の審査）と6月（前年度実施事業の評価）の年2回です。

平成28年 12月	募集要項の配布	
平成29年 2月	事業説明会（上旬） 提案事業の申請受付（下旬）	
3月中下旬	第11次横浜市消費生活審議会 第1回消費生活協働促進事業審査評価部会	平成29年度提案事業の審査
3月下旬	（予算議決後）協働契約締結、補助金交付	
5月～	事業開始（平成30年3月まで）	
6月中下旬	第11次横浜市消費生活審議会 第2回消費生活協働促進事業審査評価部会	平成28年度実施事業の評価 ・実施団体が報告を行います。

横浜市消費者教育推進の方向性〈概要版〉

グローバル化、高度情報化の進展、高齢者の増加等により、消費者被害が多様化・深刻化しています。

また、消費者政策の充実及び制度の整備とともに、国より、被害に遭わない、合理的な意思決定ができる消費者であるとともに、社会の発展に積極的に関与する消費者の育成をめざすという考え・方針が示され、各自治体における消費者教育推進が促されてきています。

これらを受け、横浜市が消費者教育を総合的かつ体系的に推進するための基本的な考え方として、「横浜市消費者教育推進の方向性」を策定しました。

平成 27 年 9 月

横浜市経済局

1 「横浜市消費者教育推進の方向性」策定にあたって

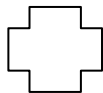
「消費者教育の推進に関する法律」の理念（平成24年12月施行）

- ①消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成
- ②主体的に消費者市民社会※の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の概念（平成25年6月閣議決定）

- ①消費者の自立を支援（被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成）
- ②消費者市民社会の形成に寄与
（よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成）

①被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者



②よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者



消費者市民社会
の実現

学校、地域、家庭、職域の4つの対象領域、年代ごとの消費者教育

＝ライフステージに即した消費者教育が必要

※消費者市民社会…消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参画する社会（『消費者白書（平成25年度版）』）

2 横浜市の現状と本市消費者教育施策の課題

【消費者被害の現状】グローバル化、高度情報化、高齢者の増加等に伴う消費者被害の多様化・深刻化

【本市消費生活相談の状況】60歳以上の方からの消費生活相談が増加傾向

【第9次横浜市消費生活審議会報告「新たな視点での消費者教育」】

- ①合理的な意思決定を行い自ら考え自立した消費者市民となる視点
- ②消費者教育の担い手と対象を意識した取組の視点
- ③横浜らしい消費者教育推進の視点（国際都市、地域団体やNPO等との連携、消費生活推進員の活用）

【本市消費者教育施策の課題】

- 効果的な情報発信の必要性
- 横浜市消費生活推進員制度の有効活用
- 高齢者・障害者等、消費者被害に遭いやすい方への情報提供の必要性
- 「消費者市民社会」形成に資する視点を盛り込んだ消費者教育の整理、事業推進の必要性
- 「消費者市民社会形成」に資する視点による担い手との連携、協働の必要性

3 横浜市消費者教育の方向性

【方向性1】効果的な情報発信の強化

- (1) 様々な媒体、機会を利用した
- ・横浜市消費生活総合センターの周知
 - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
 - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透
- に関する情報発信力の強化
- (2) 自ら情報にアクセスすることが困難な方への、周囲の方も含めた情報伝達についての検討、推進

【方向性2】横浜市消費生活推進員※等による地域での啓発の活性化

- (1) 段階的に学ぶ研修の充実
- (2) 刻々と変化していく消費者被害に対応した教材開発への支援
- (3) 地域団体や福祉関係団体等との調整や連携に向けた力をつける研修による地域活力実践力を持った担い手づくり
- (4) 消費者団体等との連携による地域への啓発強化

※横浜市消費生活推進員…横浜市消費生活条例第16条に基づき、市民の安全で快適な消費生活推進のために地域に根ざした自主的な活動を行う市長から委嘱された委員で、任期は2年、最長で通算3期6年活動が可能です（平成27年7月1日現在の横浜市消費生活推進員数…1,572人）。

【方向性3】高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進

- (1) 年代や障害特性を考慮した効果的な教育・啓発教材の検討
- (2) 家族や支援者などを介した啓発強化の方法等の検討、推進
- (3) 福祉部門、特別支援教育部門と連携した情報提供等の検討、推進

【方向性4】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

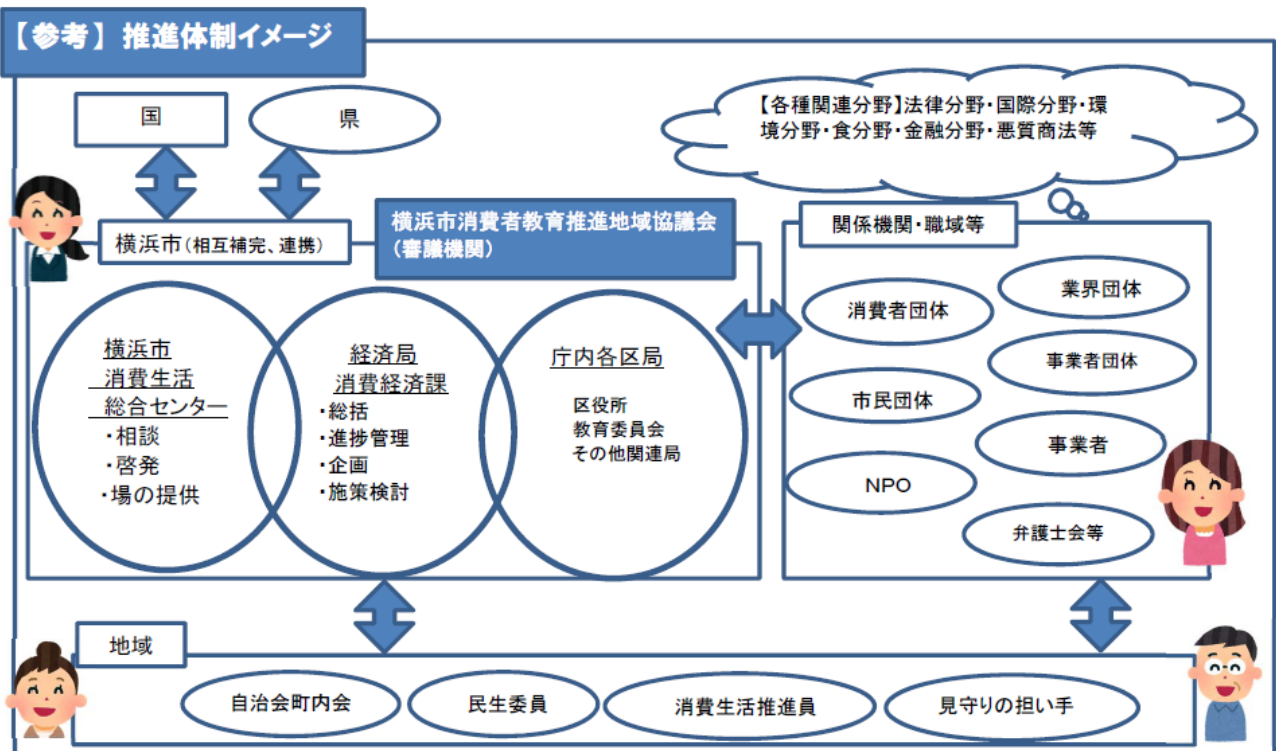
- (1) 学校等（幼児期～大学・専門学校等、支援を要する幼児・児童・生徒）
- (2) 地域社会（高齢者、障害者、若者、成人一般）
- (3) 家庭（食育等、危害・危険から身を守る、情報社会のルール等）
- (4) 職域（社員への消費者教育、社会的責任意識を高める等）
- における共に学ぶ視点を意識した消費者教育の推進

【方向性5】担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

- (1) 学校教育における教員研修や教材開発支援
- (2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会形成に向けた企業や各種団体等との協働の推進
- (3) 関連分野との連携

4 推進体制

- (1) 推進の拠点（経済局・横浜市消費生活総合センター・各区の相互補完、連携による推進）
- (2) 横浜市消費者教育推進庁内連絡会議による庁内連携の促進
- (3) 横浜市消費者教育推進地域協議会（附属機関「横浜市消費生活審議会」の部会として設置）での構成員相互の情報交換、消費者教育施策への意見聴収



横浜市消費者教育推進の方向性＜概要版＞
 横浜市経済局消費経済課
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
 TEL 045-671-2568
 FAX 045-664-9533



平成 28 年度 消費生活協働促進事業 募集要項(案)

**“消費”を通して、安心な暮らしやより良い社会を
共に創る事業を募集します!**

募集期間

【平成 28 年 3 月 22 日(火)~3 月 29 日(火)まで】

事業説明会

【日時】

平成 28 年 3 月 〇 日 () : ~ :

【場所】

〇〇〇〇

【参加申込方法】

消費生活協働促進事業説明会参加申込票(P22 参照)を平成 28 年 3 月 〇 日 ()
までに FAX 又は Eメールで担当あてにご提出ください。

目次

1	消費生活協働促進事業とは	1
2	募集内容	2
3	応募資格	6
4	事業の実施期間	6
5	申請の手続き	6
6	提出書類の受付	7
7	審査・選考方法	7
8	協働契約の締結	8
9	補助金の請求について	8
10	提案事業の実施	8
11	事業終了後の報告手続き	9
12	スケジュール（予定）	9
13	情報の公開	9
14	停止条件	9
15	問合せ先	10
16	添付資料	
(1)	消費生活協働促進事業補助金交付要綱（案）	12
(2)	様式類（案）	16
(3)	消費生活協働促進事業審査基準（案）	21
(4)	消費生活協働促進事業説明会参加申込票（案）	22



1 消費生活協働促進事業とは

現在の私たちの生活は、グローバル化、高度情報化の進展により利便化するとともに、多様化・複雑化しています。消費生活に関しても社会生活の変化に伴い、悪質商法被害や食の安全を脅かす事件、健康被害を及ぼす製品事故など、消費者トラブルが後を絶ちません。

一方、環境に配慮したライフスタイルを実践するなど、積極的に行動する消費者も増えています。これからは、従来の消費者被害に遭わないという視点のみでなく、自らの消費行動が社会や環境に与える影響を考えて、自ら行動すること（＝※1「消費者市民社会」）が消費者一人ひとりに求められてきています。

このような消費者を取り巻く状況を踏まえ、「消費者被害の未然防止」や「消費者市民社会の実現」といった、複雑かつ市民の主体的な取組が求められる課題の解決を図るためには、行政と消費者団体やNPO法人など、地域の様々な主体が共に連携し、互いの特性を活かし、相乗効果を発揮しながら取組を進めていくことが重要です。

そこで、横浜市では、「消費者被害の未然防止」や「消費者市民社会の実現」に向け、横浜市と※2協働で取り組む事業の提案を、市内活動団体（以下、「団体等」という。）から募集します。

団体等から提案された事業は、審査を経て、協働で行う事業が決定され、事業提案団体等と横浜市は協働契約を締結します。

横浜市は、契約を締結した団体等に対し、提案事業の事業費を補助するとともに、事業の実施にあたっては、団体等と協議の上、必要な協力を行います。

<参考>

※1 消費者市民社会とは

消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれてくる人々の状況、内外の社会情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会（『消費者白書（平成25年度版）』から抜粋）

※2 協働とは

協働とは、「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」です。（横浜市協働推進の基本指針（平成24年10月改定）から抜粋）

具体的には、協働により、更なる効果が期待できる領域について、市民活動に一定のテーマを持って活動する団体等と行政が、お互いによいところを持ち寄り、相互理解と目的を共有した上で、自主性を尊重しながら対等な関係のもと、役割分担と責任を明確にししながら、目的に向かって実施する事業です。

協働推進の基本指針（平成24年10月）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jourei/sisin/pdf/l2sisin.pdf>

2 募集内容

消費生活に関する様々な課題の解決を図り、より良い暮らしを実現するために、団体等が自ら企画・実施する事業とします。その他、地域の催しに団体等が講師を派遣するなどの事業提案もできることとします。

<事業提案のポイント>

1. 『消費生活』という視点を取り入れること。
2. 団体等の独自の発想や手法を取り入れること。
3. 横浜市と協働で取り組むことが相応しい事業であること。

※ 事業の審査基準については、消費生活協働促進事業審査基準（P21）をご覧ください。

(1) テーマの選択

市があらかじめ指定するテーマのうちいずれか1つを選択してください。

なお、国・地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該提案事業に助成等を受けている場合は当該事業として提案することはできません。

テーマ1：消費者被害の未然防止に向けた取組

加速する高齢化やネット社会の進展など、私たち消費者を取り巻く社会は日々、変化しています。このような変化に伴い、消費者問題が多様化・複雑化し、悪質商法や製品事故などの消費者トラブルに巻き込まれるケースも後を絶ちません。

そこで、商品・サービスのトラブル等の未然防止や被害の救済に役立つ情報の提供に関する取組を募集します。

<事業内容の例>

◎悪質商法トラブルの未然防止・契約の基礎知識に関する講座

・高齢者や親子、地域の支援者向けなど、各世代や対象にあった講座を地域のイベントやサロンなどで開催し、啓発を行う。

◎消費者被害未然防止のための啓発

・地域の見守りネットワークや子育て支援者等と協力し、消費者被害の未然防止や製品事故予防を啓発するためのグッズ等を作成。実際に啓発物を使って、地域向けの啓発活動を行い、消費者被害の未然防止を目指す。

<関連キーワード> 事業内容を検討する際の参考としてください。

■見守り活動を兼ねた悪質商法の未然防止（契約、クーリング・オフ） ■金融商品トラブルの未然防止 ■インターネット初心者向けのトラブル未然防止（SNS・ネットショッピング） ■子どもの事故予防 ■住環境のトラブル未然防止（リフォーム、工事） ■防犯活動を兼ねた消費者被害の未然防止 ■外国人に向けた消費者被害未然防止に関する啓発 など

テーマ2：消費者市民社会の実現に向けた取組

より良い社会を創るために、自らの消費行動が社会や環境に与える影響を考えて自ら行動していくこと（＝「消費者市民社会の実現」）が、消費者一人ひとりに求められてきています。

このような、消費者市民社会の考え方について、理解を深めるための取組を募集します。

<事業内容の例>

◎『地産地消』を通して消費者市民社会の理解を深める

・農家の見学や生産者の話を聞く連続講座を開催することで、消費者自身が安全・安心な食生活について考え、行動するきっかけとしてもらう。

◎『リサイクル』、『ゴミの削減』を通して環境に配慮した消費生活を考える

・使用しなくなった物を活用したエコグッズの作成や、日々の生活の中で排出されるゴミの削減方法を学ぶワークショップを開催することで、環境を良くするための消費行動について消費者一人ひとりが考えるきっかけをつくる。

<関連キーワード> 事業内容を検討する際の参考としてください。

- 環境への配慮を考えた消費生活（大量消費、大量廃棄、過剰包装、ローフード・フード、ロハス、地球温暖化）
- 食の安全・安心（食品表示、健康食品、食育、スローフード、地産地消）
- 公正な取引を考える消費行動（フェアトレード）
- 地域課題の解決につながる消費行動（コミュニティ経済、障害者地域作業所の商品購入）
- お金の使い方から考える消費生活（金銭教育、家計管理、生活設計）など

<参考> 横浜市の消費生活に関する施策・取組について

- 1 経済局消費経済課ホームページ
消費経済課の事業などを掲載しています。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>)
- 2 横浜市消費者教育推進の方向性（平成27年9月策定）
本市で今後、取り組んでいく消費者教育の方向性の柱を示したものです。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/kyouikusuisin.html>)
- 3 平成27年度 横浜市消費者教育推進計画
上記、2横浜市消費者教育推進の方向性に沿って、本市、消費者教育関連事業を取りまとめたものです。
()
- 4 横浜市消費生活総合センター
市民の安全で快適な暮らしを実現するための拠点として、消費生活相談、消費生活情報の提供、消費者活動の支援などを行っています。
(<http://www.yokohama-consumer.or.jp/>)
- 5 消費生活推進員
消費生活に関する啓発講座の実施や情報提供の担い手として、地域で活動している委員です。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/kurasi/suisin.html>)
- 6 消費者教育推進法と消費者市民社会 Q&A（日本弁護士連合会）
消費者教育推進法や、消費者市民社会についてわかりやすく解説しています。
(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/consumer-education_qa.pdf)

(2) 対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費及び事業に関わる人件費とします。団体運営費としての人件費、事務所の賃借料、光熱費等の管理費は対象になりません。

【対象経費例】

ア	消耗品費
イ	会場及び物品の利用料
ウ	講師や指導者への謝礼
エ	コピー・写真・チラシ・報告書等の印刷費
オ	郵送代等通信費
カ	交通費（実費で計上してください。）
キ	保険料
ク	事業に関わる人件費（ <u>下の記入例を参考に、積算根拠を明確にしてください。</u> ）
ケ	啓発物の作成費
コ	その他、市長が必要と認める経費
※	上記の経費であっても補助対象経費として認められない場合があります。

【「(第4号様式) 交付対象事業収支予算書」説明の記入例】

項目	金額	説明
講師謝金		(単価×時間×人数)
交通費		(実費計上 単価×回数)
人件費		(本事業に係る人件費、打合せ等 単価×時間×人数)
会場使用料		(単価×回数)
消耗品費		(用紙、文房具等)
印刷費		(チラシ等の印刷 単価×枚数)
郵送費		(チラシの発送、申込受付用携帯電話)
合計		

(3) 想定件数、1事業あたりの補助金上限額及び交付制限

ア 想定件数

予算の範囲内（若干数）

イ 補助金上限額

対象経費の95%以内、1件あたり40万円を上限として補助金を交付します。

例えば、40万円の補助金を請求する場合、団体負担額は21,053円（5%）

以上となります。

ウ 交付制限

同一の事業に対し、補助金の交付を受けることができる回数は、通算3回までです。

(4) 事業提案可能件数

一団体につき、1件とします。

3 応募資格

- (1) 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業を除く。）に自主的に取り組む団体等
※ 個人での応募はできません。
- (2) 活動拠点を市内に有すること。
- (3) 継続した活動が期待されるものであること。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51条）第2条第2号に規定する暴力団、第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5条に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しないと認められる団体であること。

4 事業の実施期間

平成28年6月から平成29年3月まで

5 申請の手続き

申請するときは、次の書類を各1部提出してください。

様式は、横浜市経済局消費経済課ホームページ「消費者のくらし・消費生活相談」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>) からダウンロードすることができます。

- (1) 消費生活協働促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 団体の概要書（第2号様式）
- (3) 交付対象事業計画書（第3号様式）
- (4) 交付対象事業収支予算書（第4号様式）
- (5) 当該年度の活動計画書
- (6) 当該年度の活動収支予算書
- (7) 前年度の活動報告書
- (8) 前年度の活動収支決算書
- (9) 定款又は規約その他これらに類する書類
- (10) 役員名簿

※ 今年度に結成された新規団体は、(7)「前年度の活動報告書」及び(8)「前年度の活動収支決算書」の提出は不要です。

※ 提出された書類は返却いたしませんので、コピーを取っておいてください。

6 提出書類の受付

(1) 事業提案受付期間

平成28年3月22日(火)から平成28年3月29日(火)午後5時まで

(2) 提出先

横浜市経済局消費経済課

〒231-0016

横浜市中区真砂町2-22

関内中央ビル5階（セルテ側の入口をご利用ください。）

T E L : 671-2585 F A X : 664-9533

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえご持参くださいますようお願いいたします。

7 審査・選考方法

(1) 補助金交付団体の選定

横浜市消費生活審議会消費生活協働促進事業審査評価部会が消費生活協働促進事業審査基準（P21参照）に従い、応募書類及びヒアリングの内容を踏まえ総合的に審査・選考します。

(2) ヒアリング

応募書類をもとにヒアリングを行います。詳細については、応募団体宛に別途、通知します。なお、応募多数の場合には、事前に書類審査を行う場合があります。

ア 日時（予定）

平成28年4月中下旬

イ 会場

未定（関内駅周辺）

ウ 説明者

説明にあたるのは、各団体2名以内とさせていただきます。

エ 進行方法

プレゼンテーション10分、質疑応答10分の計20分とします。なお、時間配分に関しては、変更する場合があります。

オ プレゼンテーションの順番について

順番は、抽選により決定します。

カ 説明資料

次の応募書類に基づき、説明を行ってください。

- ・消費生活協働促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
 - ・団体の概要書（第2号様式）
 - ・交付対象事業計画書（第3号様式）
 - ・交付対象事業収支予算書（第4号様式）
- ※ 資料の追加配布は認めません。

(3) 結果発表

平成28年4月下旬を予定しています。結果については、文書にて当該団体に通知します。

8 協働契約の締結

事業実施団体と横浜市は、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した、市民協働条例第12条に基づく、協働契約を締結します。

個人情報については、適正に取り扱うとともに、従事者等への研修など必要な措置を講ずる必要があります。そのため、後日誓約書を提出していただきます。

9 補助金の請求について

交付決定後、消費生活協働促進事業補助金請求書（第6号様式）を提出してください。補助金は、全部又は一部を前金払いとすることが可能です。

10 提案事業の実施

事業の実施にあたり、市内関係機関が実施する他の事業やネットワーク、他団体との連携について市と提案団体が検討・調整を行います。

また、事業の周知は本市の広報媒体（広報よこはま、広報課ツイッター等）の活用や市内施設へチラシを配架することができます。

11 事業終了後の報告手続き

補助事業が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 消費生活協働促進事業補助金実績報告書（第 7 号様式）
- (2) 交付対象事業報告書（第 8 号様式）
- (3) 事業資料（配布資料やアンケート等）
- (4) 交付対象事業収支決算書（第 9 号様式）
- (5) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (6) 事業評価表
- (7) 相互評価シート

12 スケジュール（予定）

募集要項配布期間	平成 28 年 2 月〇日（ ）～平成 28 年 3 月〇日（ ）
説明会	平成 28 年 3 月〇日（ ）
事業提案受付期間	平成 28 年 3 月 22 日（火）～平成 28 年 3 月 29 日（火）
審査・ヒアリング	平成 28 年 4 月中下旬
結果発表	平成 28 年 4 月下旬
協働契約締結	平成 28 年 5 月中旬
補助金交付決定	平成 28 年 5 月下旬
事業開始	平成 28 年 6 月 1 日（水）以降
事業報告書等の提出	平成 29 年 4 月
	<u>※1 補助事業が終了した日の翌日から起算して 30 日以内</u>
事業報告（※2）	平成 29 年 6 月

（※2 横浜市消費生活審議会消費生活協働促進事業審査評価部会において、事業報告をしていただきます。）

13 情報の公開

応募にあたり提出された書類は、原則として情報公開の対象となります。

ただし、特定の個人が識別されたり団体の正当な利益を害したりするおそれがある情報などは、公開しない場合があります。

14 停止条件

この事業は、平成 28 年度予算案が横浜市会において議決されたあとに実施が確定します。

15 問合せ先

横浜市経済局消費経済課

〒231-0016

横浜市中区真砂町2-22

関内中央ビル5階（セルテ側入口からお入りください。）

電話：671-2584 F A X：664-9533

Eメール：ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/kurashi/>

16 添付資料

- (1) 消費生活協働促進事業補助金交付要綱（案）・・・・・・・・・・ 12
- (2) 様式類（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 消費生活協働促進事業審査基準（案）・・・・・・・・・・ 21
- (4) 消費生活協働促進事業説明会参加申込票（案）・・・・・・・・ 22

消費生活協働促進事業補助金交付要綱（案）

制 定 平成 18 年 5 月 9 日 経観消第 64 号（副市長決裁）
最近改正 平成 28 年〇月〇日 経消第〇〇号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市と市内団体等（以下「団体」という。）が協働して実施する消費生活協働促進事業についての補助金を交付することにより、消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現を図ることを目的とする。

2 消費生活協働促進事業の補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助対象経費及び補助金額）

第 3 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、補助金の交付対象事業の実施に直接要する経費及び事業に関わる人件費とし、団体の運営経費としての人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象外とする。

2 補助金額は、事業を実施するために要する全体経費の 95%以内、1 件あたり 40 万円を上限とする。

（補助金交付申請）

第 4 条 事業を提案しようとする団体がこの要綱により補助金の交付申請をするときは、消費生活協働促進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長の定める日までに提出しなければならない。

- (1) 団体の概要書（第 2 号様式）
- (2) 交付対象事業計画書（第 3 号様式）
- (3) 交付対象事業収支予算書（第 4 号様式）
- (4) 当該年度の活動計画書
- (5) 当該年度の活動収支予算書
- (6) 前年度の活動報告書
- (7) 前年度の活動収支決算書
- (8) 定款又は規約その他これらに類する書類
- (9) 役員名簿

2 ただし、当該年度に結成された新規団体については、前項第 6 号及び第 7 号の提出は、不要とする。

3 市長は、必要があると認められるときは、第 1 項に規定する書類の他、必要な書類の提出を求めることができる。

4 補助金の交付申請は、1 会計年度あたり 1 団体について 1 事業に限るものとする。

（交付制限）

第 5 条 この要綱に定める補助金の交付は同一事業に対し、通算して 3 回までとする。

(補助金交付の決定)

第6条 補助金交付申請事業の審査は、横浜市消費生活審議会の消費生活協働促進事業審査評価部会（以下「審査評価部会」という。）が行う。

2 市長は、前条の規定による補助金交付申請書について、審査評価部会の意見を求めるものとする。

3 市長は、審査評価部会の意見を参考に補助金交付団体を決定し（以下「補助事業者等」という。）、消費生活協働促進事業補助金交付決定通知書（第5-1号様式）により通知する。なお、不交付団体については、消費生活協働促進事業補助金不交付決定通知書（第5-2号様式）により通知する。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助金の交付の請求は、消費生活協働促進事業補助金請求書（第6号様式）により行なわなければならない。

2 補助金は、その交付の目的を達成するため、全部又は、一部を、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号に基づき、前金払いとすることができる。

(契約の締結)

第8条 補助事業者等と市長は、事業開始前に、消費生活協働促進事業に関する契約を締結するものとする。

(他補助金併用の禁止)

第9条 国、県の補助金又は横浜市の本要綱によらない他の補助金を受ける場合、他の補助金の事業費等は、本要綱に基づく補助金の対象外経費とする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 補助事業者等は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に消費生活協働促進事業補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業報告書(第8号様式)
- (2) 事業資料
- (3) 交付対象事業収支決算書(第9号様式)
- (4) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、消費生活協働促進事業補助金交付額確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

(書類の閲覧)

第14条 市長及び補助事業者等は、第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5-1号様式、第7号様式～第9号様式、「当該年度の活動計画及び収支予算を記載した書類」、「前年度の活動実績及び収支計算を記載した書類」及び「定款又は規約その他これらに類する書類」について、原本又はその写しを横浜市市民協働条例（平成24年6月25日条例第34号）第7条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う期間は、補助金を交付した日から2年間とする。

3 第1項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	市長	補助事業者等
閲覧場所	経済局市民経済労働部消費経済課	団体の事務所又は事務スペース
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。 休日及び年末年始を除く。	団体が指定する時間

4 第1項の閲覧を行う時には、閲覧者は閲覧票（第10号様式）を提出しなければならない。

(補助金交付の取消し、返還)

第15条 市長は、補助事業者等が、次の各号に該当するときには、補助金の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求める（第12号様式）ことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより、補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止、または変更したとき。
- (4) 補助金交付金額が精算額を超えたとき。
- (5) その他、この要綱に違反したとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年2月28日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

(第1号様式)

消費生活協働促進事業補助金交付申請書

年 月 日

横浜市長

団 体 名

所 在 地 〒

代表者名

(役職)

印

年度消費生活協働促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 テーマ (どちらかに☑をつけてください。)

テーマ1：消費者被害の未然防止に向けた取組

テーマ2：消費者市民社会の実現に向けた取組

2 事業名

3 事業の目的及び概要

4 補助金交付申請額 ¥ _____

- ※ この書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。
- ※ 提出していただいた資料の個人情報、原則として当該補助金交付にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。
- ※ 区役所等本市の消費者啓発活動を所管する部門へこの書類を情報提供することをご了承ください。

(第2号様式)

団体の概要書

団 体 名	
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	
連 絡 先	住 所 電話: fax: e-mail:
設立(活動開始)年月	年 月、活動歴 年 か月(平成 年 月末日現在)
構成員数(会員数)	
会報・広報誌等の発行	年 回発行、 無
団 体 の 目 的	
主 な 活 動	
主たる活動地域	横浜市内 区
過 去 の 助 成 実 績	これまでに市や他行政、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください。(過去5年間程度)

担当者	氏 名 住 所 電 話 : FAX : e-mail :
-----	---------------------------------------

(第3号様式)

交付対象事業計画書

1 事業名	
2 現状の課題と解決方法	
3 事業内容	
<p data-bbox="245 837 368 875"><対象></p> <p data-bbox="245 972 368 1010"><人数></p> <p data-bbox="245 1106 432 1144"><実施場所></p> <p data-bbox="245 1240 368 1279"><体制></p> <p data-bbox="245 1375 368 1413"><内容></p> <p data-bbox="245 1711 783 1749"><効果（事業実施後の展開を含む）></p> <p data-bbox="245 1912 400 1951"><その他></p>	

4 事業実施スケジュール
5 協働により期待される相乗効果
6 協働の役割分担と市に期待する役割
<p data-bbox="244 1435 531 1473"><提案団体の役割></p> <p data-bbox="244 1592 563 1630"><市に期待する役割></p>
7 共催・協賛・後援の団体名
□
8 備考

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

(第4号様式)

交付対象事業収支予算書

収入合計 ¥ _____

支出合計 ¥ _____

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金 団体負担金		
合計		

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
合計		

確認欄 (次の項目について、シ点で印を付けてください。)

消費生活協働促進事業補助金交付要綱第3条に定める経費以外は含まない。(□はい □いいえ)

消費生活協働促進事業 審査基準(案)

受付番号	提案事業名	提案団体名			
審査項目	審査にあたってのポイント	配点	換算式	評価点 (1~5点)	換算後 得点
地域における消費生活の課題	・消費者市民社会の形成又は消費者被害の未然防止(消費者の自立支援)に関する地域の課題やニーズを適切に捉えているか。	5	-		
取組みの工夫	・独自の発想や柔軟性、ネットワーク等、市民活動団体が実施する特性が活かされているか。 ・経費の見積もりは妥当であり、費用に対し、高い効果が期待できる内容か。	15	×3		
事業の計画性	・事業実施のための体制や、専門性を有しているか。 ・事業実施のためのスケジュールや実施方法は妥当か。 ・補助金交付終了後の効果や継続的な展開が考慮されているか。	10	×2		
事業の効果	・課題の解決を図る効果が期待できるか(直接的な効果だけでなく、間接的、波及的效果も含む)。 ・本事業を実施することで、今後も、団体が消費生活の課題解決に資する活動に取り組むことが期待できるか。	10	×2		
	・横浜市の他の事業やネットワークと連携することによる相乗効果が期待できるか。	10	×2		
総 評			総得点	(合計50点)	

1 評価点

ヒアリングに基づき、提案内容を評価し、各審査項目に対し、1点~5点の評価点を与えます。得点を算出するにあたり、特に重視する項目については、2~3を乗じることとします。

＜評価の目安＞

区分	特に優れている	概ね良好	普通	やや不十分	著しく不十分
点数	5	4	3	2	1

2 事業採択の決定方法

委員の総得点の合計点の平均が30点以上の事業を対象に、総得点が高い順に予算の範囲内で採択します。

FAX
045-664-9533

消費生活協働促進事業説明会 参加申込票(案)

(提出先)

横浜市経済局消費経済課

平成 28 年 3 月 ○ 日 () 開催の、消費生活協働促進事業説明会に参加を申込みます。

				平成	年	月	日
団体名							
団体の所在地	〒						
団体の代表者							
担当者 連絡先	氏名						
	電話		F A X				
	Eメール						
参加人数							
今回の募集を何によりお知りになりましたか？							

平成 28 年 3 月 ○ 日 () までに、F A X、Eメールにより、下記担当までご提出ください。

<申し込み・問合せ先>

横浜市経済局消費経済課 (西村、佐々木)

電話 045-671-2584

F A X 045-664-9533

Eメール ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

横浜市経済局消費経済課
平成 28 年 〇 月

消費生活協働促進事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正箇所は下線部分です。

現 行	改正内容
<p style="text-align: center;">消費者団体等協働促進事業補助金交付要綱</p> <p>制 定 平成 18 年 5 月 9 日 経観消第 64 号 (副市長決裁) 最近改正 平成 26 年 4 月 1 日 経消第 1044 号 (局長決裁)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、横浜市と消費者団体等が協働して実施する消費生活に関する教育啓発講座や相談事業等の消費者団体等協働促進事業についての補助金を交付することにより、各区や地域等、対象者や地域特性に合った事業を展開し、消費者被害の未然防止を図ることを目的とする。</p> <p>2 消費者団体等協働促進事業についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則 (平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第 3 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、補助金の交付対象事業の実施に直接要する経費とし、消費者団体等の運営経費としての人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象外とする。</p>	<p style="text-align: center;">消費生活協働促進事業補助金交付要綱</p> <p>制 定 平成 18 年 5 月 9 日 経観消第 64 号 (副市長決裁) 最近改正 平成 28 年 〇 月 〇 日 経消第 〇 〇 号 (局長決裁)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、横浜市と市内団体等 (以下「団体」という。) が協働して実施する消費生活協働促進事業についての補助金を交付することにより、消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>2 消費生活協働促進事業の補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則 (平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。</p> <p>(補助対象経費及び補助金額)</p> <p>第 3 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、補助金の交付対象事業の実施に直接要する経費及び事業に関わる人件費とし、団体の運営経費としての人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象外とする。</p> <p>2 補助金額は、事業を実施するために要する全体経費の 95%以内、1 件あたり 40 万円を上限とする。</p>

(補助金額等)

第4条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、別表により定め、予算の範囲内において補助する。補助金上限額に応じた協働事業実施条件等は、消費者団体等協働促進事業募集要項による。

2 補助金額は、協働事業を実施するために要する全体経費の95%以内とする。

(補助金交付申請)

第5条 協働事業を提案しようとする消費者団体等(以下「団体」という。)が、補助金の交付申請をするときは、消費者団体等協働促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長の定める日までに提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業計画書(第2号様式)
- (2) 交付対象事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 団体の概要書(第4号様式)
- (4) 今年度の活動計画書(第5号様式)
- (5) 今年度の活動収支予算書(第6号様式)
- (6) 前年度の活動報告書(第7号様式)
- (7) 前年度の活動収支決算書(第8号様式)
- (8) 定款又は規約その他これらに類する書類
- (9) 役員名簿(第9号様式)

2 ただし、当該年度に結成された新規団体については、前項第6号及び第7号の提出は、不要とする。

3 市長は、必要があると認められるときは、第1項に規定する書類の他、必要な書類の提出を求めることができる。

4 補助金の交付申請は、1会計年度あたり1団体について1事業に限るものとする。

(第4条1項削除)

(補助金交付申請)

第4条 事業を提案しようとする団体がこの要綱により補助金の交付申請をするときは、消費生活協働促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長の定める日までに提出しなければならない。

- (1) 団体の概要書(第2号様式)
- (2) 交付対象事業計画書(第3号様式)
- (3) 交付対象事業収支予算書(第4号様式)
- (4) 当該年度の活動計画書
- (5) 当該年度の活動収支予算書
- (6) 前年度の活動報告書
- (7) 前年度の活動収支決算書
- (8) 定款又は規約その他これらに類する書類
- (9) 役員名簿

2 ただし、当該年度に結成された新規団体については、前項第6号及び第7号の提出は、不要とする。

3 市長は、必要があると認められるときは、第1項に規定する書類の他、必要な書類の提出を求めることができる。

4 補助金の交付申請は、1会計年度あたり1団体について1事業に限るものとする。

<p>(新設)</p> <p>(補助金交付の決定)</p> <p>第6条 補助金交付申請事業の審査は、横浜市消費生活審議会の消費者団体等協働促進事業審査評価部会（以下「審査評価部会」という。）が行う。</p> <p>2 市長は、前条の規定による補助金交付申請書について、審査評価部会の意見を求めるものとする。</p> <p>3 市長は、審査評価部会の意見を参考に補助金交付団体を決定し（以下「補助事業者等」という。）、消費者団体等協働促進事業補助金交付決定通知書（第10-1号様式）により通知する。なお、不交付団体については、消費者団体等協働促進事業補助金不交付決定通知書（第10-2号様式）により通知する。</p> <p>(補助金の請求及び交付)</p> <p>第7条 補助金の交付の請求は、消費者団体等協働促進事業補助金請求書（第11号様式）により行なわなければならない。</p> <p>2 補助金は、その交付の目的を達成するため、全部又は、一部を、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号に基づき、前金払いとすることができる。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第8条 補助事業者等と市長は、事業開始前に、消費者団体等協働促進事業に関する契約を締結するものとする。</p> <p>(他補助金併用の禁止)</p> <p>第9条 国、県の補助金又は横浜市の本要綱によらない他の補助金を受け</p>	<p>(交付制限)</p> <p>第5条 この要綱に定める補助金の交付は同一事業に対し、通算して3回までとする。</p> <p>(補助金交付の決定)</p> <p>第6条 補助金交付申請事業の審査は、横浜市消費生活審議会の消費生活協働促進事業審査評価部会（以下「審査評価部会」という。）が行う。</p> <p>2 市長は、前条の規定による補助金交付申請書について、審査評価部会の意見を求めるものとする。</p> <p>3 市長は、審査評価部会の意見を参考に補助金交付団体を決定し（以下「補助事業者等」という。）、消費生活協働促進事業補助金交付決定通知書（第5-1号様式）により通知する。なお、不交付団体については、消費生活協働促進事業補助金不交付決定通知書（第5-2号様式）により通知する。</p> <p>(補助金の請求及び交付)</p> <p>第7条 補助金の交付の請求は、消費生活協働促進事業補助金請求書（第6号様式）により行なわなければならない。</p> <p>2 補助金は、その交付の目的を達成するため、全部又は、一部を、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号に基づき、前金払いとすることができる。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第8条 補助事業者等と市長は、事業開始前に、消費生活協働促進事業に関する契約を締結するものとする。</p> <p>(他補助金併用の禁止)</p> <p>第9条 国、県の補助金又は横浜市の本要綱によらない他の補助金を受け</p>
---	---

<p>る場合、他の補助金の事業費等は、本要綱に基づく補助金の対象外経費とする。</p> <p>(権利譲渡の禁止)</p> <p>第10条 補助事業者等は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第11条 補助事業者等は、事業終了後1か月以内に消費者団体等協働促進事業補助金実績報告書(第12号様式)に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。</p> <p>(1) 交付対象事業報告書(第13号様式)</p> <p>(2) 事業資料</p> <p>(3) 交付対象事業収支決算書(第14号様式)</p> <p>(4) 領収書等経費の支出を証する書類の写し</p> <p>2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。</p> <p>(補助金額の確定通知)</p> <p>第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、消費者団体等協働促進事業補助金交付額確定通知書(第16号様式)により行うものとする。</p> <p>(関係書類の保存期間)</p> <p>第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。</p>	<p>る場合、他の補助金の事業費等は、本要綱に基づく補助金の対象外経費とする。</p> <p>(権利譲渡の禁止)</p> <p>第10条 補助事業者等は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第11条 補助事業者等は、補助事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に消費生活協働促進事業補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。</p> <p>(1) 交付対象事業報告書(第8号様式)</p> <p>(2) 事業資料</p> <p>(3) 交付対象事業収支決算書(第9号様式)</p> <p>(4) 領収書等経費の支出を証する書類の写し</p> <p>2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。</p> <p>(補助金額の確定通知)</p> <p>第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、消費生活協働促進事業補助金交付額確定通知書(第11号様式)により行うものとする。</p> <p>(関係書類の保存期間)</p> <p>第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。</p>
---	--

(書類の閲覧)

- 第14条 市長及び補助事業者等は、第1号様式～第3号様式、第5号様式～第8号様式、第10-1号様式、第12号様式～第14号様式及び「定款又は規約その他これらに類する書類」について、原本又はその写しを横浜市民協働条例(平成24年6月25日条例第34号)第7条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 前項の閲覧を行う期間は、補助金を交付した日から2年間とする。
- 3 第1項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	市長	補助事業者等
閲覧場所	経済局市民経済労働部消費経済課	団体の事務所又は事務スペース
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。休日及び年末年始を除く。	団体が指定する時間

- 4 第1項の閲覧を行う時には、閲覧者は閲覧票(第15号様式)を提出しなければならない。

(補助金交付の取消し、返還)

- 第15条 市長は、補助事業者等が、次の各号に該当するときには、補助金の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求め(第17号様式)ことができる。
- (1) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより、補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止、または変更したとき。
- (4) 補助金交付金額が精算額を超えたとき。

(書類の閲覧)

- 第14条 市長及び補助事業者等は、第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5-1号様式、第7号様式～第9号様式、「当該年度の活動計画及び収支予算を記載した書類」、「前年度の活動実績及び収支計算を記載した書類」及び「定款又は規約その他これらに類する書類」について、原本又はその写しを横浜市民協働条例(平成24年6月25日条例第34号)第7条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 前項の閲覧を行う期間は、補助金を交付した日から2年間とする。
- 3 第1項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	市長	補助事業者等
閲覧場所	経済局市民経済労働部消費経済課	団体の事務所又は事務スペース
閲覧時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。休日及び年末年始を除く。	団体が指定する時間

- 4 第1項の閲覧を行う時には、閲覧者は閲覧票(第10号様式)を提出しなければならない。

(補助金交付の取消し、返還)

- 第15条 市長は、補助事業者等が、次の各号に該当するときには、補助金の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求め(第12号様式)ことができる。
- (1) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより、補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止、または変更したとき。
- (4) 補助金交付金額が精算額を超えたとき。

(5) その他、この要綱に違反したとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が定める。

別表(第4条 第1項)

分類	1事業当たり補助金限度額
区分1	300,000円
区分2	100,000円

附則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年2月28日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(5) その他、この要綱に違反したとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が定める。

(別表削除)

附則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年2月28日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

(経過措置)

2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

<p>附 則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 28 年 〇月 〇日から施行する。 (経過措置) 2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 28 年 〇月 〇日から施行する。 (経過措置) 2 同日までにこの要綱により補助金の交付を受けた者に対するこの要綱の適用は、なお従前の例による。</p>
--	--

改正内容	現行
<p>(第1号様式) 消費者団体等協働促進事業補助金交付申請書</p> <p>横浜市長 _____ 年 月 日</p> <p>団体名 _____</p> <p>所在地 〒 _____</p> <p>代表者名 _____ 印</p> <p>年度消費者団体等協働促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>1 事業名 _____</p> <p>2 事業の目的及び内容 _____</p> <p>3 補助金交付申請額 _____ 円</p> <p>※ この書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。</p> <p>※ 提出していただいた資料の個人情報、原則として当該補助金交付にかかめる手続さのみを使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。</p> <p>※ 区役所等本市の消費者啓発活動を所管する部門へこの書類を情報提供するところをご了承ください。</p>	<p>(第1号様式) 消費生活協働促進事業補助金交付申請書</p> <p>横浜市長 _____ 年 月 日</p> <p>団体名 _____</p> <p>所在地 〒 _____</p> <p>代表者名 _____ 印</p> <p>年度消費者団体等協働促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>1 <u>テーマ</u> (どちらかに☑をつけてください。)</p> <p><input type="checkbox"/> テーマ1：消費者被害の未然防止に向けた取組</p> <p><input type="checkbox"/> テーマ2：消費者市民社会の実現に向けた取組</p> <p>2 事業名 _____</p> <p>3 事業の目的及び内容 _____</p> <p>4 補助金交付申請額 _____ 円</p> <p>※ この書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。</p> <p>※ 提出していただいた資料の個人情報、原則として当該補助金交付にかかめる手続さのみを使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。</p> <p>※ 区役所等本市の消費者啓発活動を所管する部門へこの書類を情報提供するところをご了承ください。</p>

(第2号様式)

交付対象事業計画書

1 事業名	
2 現状の課題と解決方法	
<現状認識>	
<課題>	
<解決方法>	
3 事業内容	
<対象>	
<人数>	
<会場>	
<内容>	
<体制>	
<スケジュール>	
<その他>	

(第3号様式)

交付対象事業計画書

1 事業名	
2 現状の課題と解決方法	
3 事業内容	
<対象>	
<人数>	
<実施場所>	
<体制>	
<内容>	
<効果 (事業実施後の展開を含む)>	
<その他>	

<p>4 協働の必要性と相乗効果</p> <p><協働の必要性></p> <p><協働による相乗効果></p> <p><具体的な効果・成果></p> <p>5 協働の役割分担と市に期待する役割</p> <p><提案団体の役割></p> <p><市に期待する役割></p> <p>6 共催・協賛・後援の団体名</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>7 参加者への募集・周知の方法等</p> <p><input type="checkbox"/> 横浜市経済局市民経済労働部消費経済課ホームページ</p> <p><input type="checkbox"/> チラシ（範囲）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>8 備考</p>	<p>4 事業実施スケジュール</p> <p>5 協働により期待される相乗効果</p> <p>6 協働の役割分担と市に期待する役割</p> <p><提案団体の役割></p> <p><市に期待する役割></p> <p>7 共催・協賛・後援の団体名</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>8 備考</p>
---	--

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

(第3号様式)

交付対象事業収支予算書

収入合計 円 _____

支出合計 円 _____

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明	明
市補助金			
団体負担金			
合計			

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明	明
合計			

確認欄 (次の項目について、し点で印を付けてください。) 補助金交付要綱第3条に定める経費以外は含まない。(口はい 口いいえ)

(第4号様式)

交付対象事業収支予算書

収入合計 円 _____

支出合計 円 _____

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明	明
市補助金			
団体負担金			
合計			

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明	明
合計			

確認欄 (次の項目について、し点で印を付けてください。) 消費生活協働促進事業補助金交付要綱第3条に定める経費以外は含まない。(口はい 口いいえ)

(第4号様式)

団体の概要書

団体名	
代表者氏名	
連絡先	連絡者住所 電話: fax: e-mail:
設立(活動開始)年月	年 月、活動歴 年 月 月末日現在) か月(平成
構成員数(会員数)	
会報・広報誌等の発行	年 回発行、無
団体の目的	
主な活動	
主たる活動地域	横浜市内 区
過去の助成実績	これまでに市や他行政、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください。(過去5年間程度)

(第2号様式)

団体の概要書

団体名	
代表者氏名	
連絡先	住所 電話: fax: e-mail:
設立(活動開始)年月	年 月、活動歴 年 月 月末日現在) か月(平成
構成員数(会員数)	
会報・広報誌等の発行	年 回発行、無
団体の目的	
主な活動	
主たる活動地域	横浜市内 区
過去の助成実績	これまでに市や他行政、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください。(過去5年間程度)

担当者

氏名 _____
住所 _____
電話: _____ FAX: _____
e-mail _____

(第5号様式)

今年度の活動計画書

1 団体名	
2 活動計画	

(団体既存の当該年度の活動計画書とする。)

(第6号様式)

今年度の活動収支予算書

収入合計 円 _____

支出合計 円 _____

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明	明
合計			

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明	明
合計			

(団体既存の当該年度の活動収支予算書とする。)

(第8号様式)

前年度の活動収支決算書

収入合計 円 _____

支出合計 円 _____

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明	明
合計			

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明	明
合計			

(団体既存の前年度の活動収支決算書とする。)

(第9号様式)

役員名簿

役職名	名前	住所

(団体既存の役員名簿とする。)

(第10-1号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました消費者団体等協働促進事業補助金については、次のとおり交付が決定しましたので通知します。

1	事業名
2	交付決定額
3	交付時期
4	条件等

(1) 補助金は、他の事業経費に流用しないでください。
(2) 事業完了後1か月以内に、消費者団体等協働促進事業補助金実績報告書(第12号様式)に以下の書類を添付して提出してください。
① 交付対象事業報告書(第13号様式)
② 事業資料
③ 交付対象事業収支決算書(第14号様式)
④ 領収書等経費の支出を証する書類の写し
(3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
(4) 虚偽の申請、その他不正な行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の一部又は全部を返還していただきます。
(5) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第5-1号様式)

消費生活協働促進事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました消費生活協働促進事業補助金については、次のとおり交付が決定しましたので通知します。

1	事業名
2	交付決定額
3	交付時期
4	条件等

(1) 補助金は、他の事業経費に流用しないでください。
(2) 補助事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に、消費生活協働促進事業補助金実績報告書(第7号様式)に以下の書類を添付して提出してください。
⑤ 交付対象事業報告書(第8号様式)
⑥ 事業資料
⑦ 交付対象事業収支決算書(第9号様式)
⑧ 領収書等経費の支出を証する書類の写し
(3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
(4) 虚偽の申請、その他不正な行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の一部又は全部を返還していただきます。
(5) この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第10-2号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金不交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました消費者団体等協働促進事業補助金については、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 事業名	
2 不交付の理由	

この決定に不服があるときは、この通知を受けた翌日から起算して、60日以内に市長に申し出るができます。

(第5-2号様式)

消費生活協働促進事業補助金不交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました消費生活協働促進事業補助金については、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 事業名	
2 不交付の理由	

この決定に不服があるときは、この通知を受けた翌日から起算して、60日以内に市長に申し出るができます。

(第11号様式)

請求書番号

消費者団体等協働促進事業補助金請求書

年 月 日

横浜市長

団体名
所在地

代表者名

印

年 月 日 経消第 号で補助金交付決定を受けました標記
補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額
¥

2 振込先

(1) 金融機関名・支店名
銀行 支店

(2) 口座番号
普通・当座 NO.

(3) 口座名義人
フリガナ

氏名

(※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に補助金をお振り込みください。

代表者名

印

(第6号様式)

請求書番号

消費生活協働促進事業補助金請求書

年 月 日

横浜市長

団体名
所在地

代表者名
(役職)

印

年 月 日 経消第 号で補助金交付決定を受けました標記、
補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額
¥

2 振込先

(1) 金融機関名・支店名
銀行 支店

(2) 口座番号
普通・当座 NO.

(3) 口座名義人
フリガナ

氏名

(※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に補助金をお振り込みください。

代表者名

印

(第12号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金実績報告書

年 月 日

横浜市長

団体名
所在地

代表者名
印

年 月 日 経消第 号で交付決定を受けた消費者団体等協働促進事業補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名 _____
- 2 補助金交付額 ¥ _____
- 3 補助金執行額 ¥ _____
- 4 残額 (余剰金) ¥ _____

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第7号様式)

消費生活協働促進事業補助金実績報告書

年 月 日

横浜市長

団体名
所在地

代表者名
(役職)
印

年 月 日 経消第 号で交付決定を受けた消費生活協働促進事業補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名 _____
- 2 受領年月日 _____
- 3 補助金交付額 ¥ _____
- 4 補助金執行額 ¥ _____
- 5 残額 (余剰金) ¥ _____

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第13号様式)

交付対象事業報告書

1 団体名	
2 事業報告	
3 事業評価	

(第8号様式)

交付対象事業報告書

1 団体名	
2 事業報告	
3 事業評価	

(第14号様式)

交付対象事業収支決算書

収入合計 円 _____

支出合計 円 _____

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明	明
市補助金			
団体負担金			
合計			

(第9号様式)

交付対象事業収支予決算書

収入合計 円 _____

支出合計 円 _____

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明	明
市補助金			
団体負担金			
合計			

(受領年月日) 年 月 日

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明	明
合計			

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明	明
合計			

(第15号様式)

年 月 日

閱 覧 票

閲覧に供する者

住 所 _____
閱覧者 氏 名 _____

支援事業の名称	消費者団体等協働促進事業
閲覧しようとする書類 を作成した団体名	
閲覧年月日	年 月 日
※受付処理欄	

※印のある欄は、記載しないでください。

(第10号様式)

年 月 日

閱 覧 票

閲覧に供する者

住 所 _____
閱覧者 氏 名 _____

支援事業の名称	消費生活協働促進事業
閲覧しようとする書類 を作成した団体名	
閲覧しようとする書類 の作成年度	年度
閲覧年月日	年 月 日
※受付処理欄	

※印のある欄は、記載しないでください。

(第16号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金交付額確定通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

年 月 日に実績報告書の提出のありました消費者団体等協働促進事業補助金については、次のとおりその額を確定しましたので、通知します。

1 補助金確定額
¥ _____

(第11号様式)

消費生活協働促進事業補助金交付額確定通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

年 月 日に実績報告書の提出のありました消費生活協働促進事業補助金については、次のとおりその額を確定しましたので、通知します。

1 補助金確定額
¥ _____

(第17号様式)

消費者団体等協働促進事業補助金返還請求書

第 年 月 日

様

横浜市長

年 月 日 経消第 号により交付した消費者団体等協働促進事業補助金について、要綱第15条の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

_____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、年 月 日までに納付してください。

(第12号様式)

消費生活協働促進事業補助金返還請求書

第 年 月 日

様

横浜市長

年 月 日 経消第 号により交付した消費生活協働促進事業補助金について、要綱第14条の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

_____ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、年 月 日までに納付してください。

消費生活協働促進事業 事業評価表(案)

記入年月日：平成 年 月 日

団体名：

代表者名：

事業名：

<評価基準>

よくできた	ふつう	あまりできなかった
A	B	C

評価視点	評価のポイント	自己評価
実	・事業目的や課題、対象者の設定は適切だったか。	A・B・C
	・事業の進ちよく状況に応じ必要な対応ができたか。	A・B・C
施	・事業の執行、事業実施に伴う参加者数、予算の執行は、概ね計画どおりだったか。	A・B・C
	・独自の発想やネットワーク等、これまでの経験を活かし事業を実施できたか。	A・B・C
効	・事業を実施したことにより、課題の解決を図る効果をもたらすことができたか。	A・B・C
	・事業実施後の効果や継続的な展開が期待できるか。	A・B・C
果	・事業を実施したことにより、今後、消費生活の課題解決に資する活動に取り組むための知識・ノウハウを蓄積することができたか。	A・B・C
総合評価		A・B・C

総評	
----	--

消費生活協働促進事業 相互評価シート（案）

1 事業の概要

事業名称		
事業の実施者	団体等	
	行政	横浜市経済局消費経済課
事業の目的		
事業の内容		
役割及び責任 分担等		
実施期間		

記入日	年	月	日
記入者	<ul style="list-style-type: none"> • 団体等名： • 記入責任者 氏名： 連絡先： 		
	<ul style="list-style-type: none"> • 部署名： • 記入責任者 氏名： 連絡先： 		

2 事業実施プロセス相互チェックシート

【 : 団体等 : 行政 】 チェックをしてください。

◎相互チェックシートの評価基準

よくできた	ふつう	あまりできなかった
A	B	C

①事業計画段階

		評価
1	自分たちが達成すべき大きな目的やミッションについて話し合うことができましたか。	
2	お互いの立場や組織の違いを話し合っよく理解することができましたか。	
3	ニーズを把握して共有するとともに、この事業の目標と実施方法を話し合うことができましたか。	
4	実現のためにそれぞれが何をできるかを考え、話し合っ役割分担を決めることができましたか。	

②事業実施段階

		評価
1	率直な意見交換のもとに、お互い対等な立場で事業をすすめることができましたか。	
2	お互いの強みや得意分野を、どう生かし合えるかを考え、提案しながら取り組むことができましたか。	
3	相手に任せっきりにせず、お互いが役割を自覚して積極的に取り組むことができましたか。	
4	必要に応じ、関連する他の部署や団体などを意識しながら事業をすすめることができましたか。	
5	事業終了後の見通しについて、話しながら取り組むことができましたか。	
6	事業の実施について、市民に発信することができましたか。	

③ふりかえり段階

		評価
1	協働することで、単独でおこなうのに比べてどのような効果が得られたか、話し合っ共有できましたか。	
2	受益者が満足を得られたかどうかについて、話し合っ確認することができましたか。	
3	これまでを振り返って、お互いの考えに相違点がなかったかについて話し合っ、確認する事ができましたか。	
4	期待された事業成果を得られることができましたか。	

自由記入欄

--